

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年4月14日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 孝也
【本店の所在の場所】	大阪府堺市南区竹城台三丁目21番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡 場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目13番3号
【電話番号】	03 (5774) 2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 岡本 純子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年3月30日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 合併契約承認の件

当社及び株式会社フィスコ・コンサルティングは、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社フィスコ・コンサルティングを吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る合併契約を締結いたしました。

第2号議案 定款の一部変更の件

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。

当社といたしましても、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席でき、物理的な会場の確保が不要であることから株主総会の効率化・円滑化・日程の多様化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するなど今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるものと考えております。そこで、場所の定めのない株主総会が開催できるよう、現行定款第12条に第2項を追加するものであります。

第3号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当3.0円

配当総額137,449,563 円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年3月31日

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀、木呂子 義之及び岡本 純子の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、森花 立夫及び望月 真克の両氏を選任するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	265,087	6,458	-	(注)2	可決 97.61
第2号議案	265,778	5,792	-	(注)2	可決 97.87
第3号議案	266,523	5,031	-	(注)1	可決 98.14
第4号議案				(注)1	
中村 孝也	264,556	6,998	-		可決 97.42
松崎 祐之	264,331	7,223	-		可決 97.33
深見 修	264,511	7,043	-		可決 97.40
佐藤 元紀	264,364	7,190	-		可決 97.35
木呂子 義之	264,439	7,115	-		可決 97.37
岡本 純子	264,348	7,206	-		可決 97.34
第5号議案				(注)1	
森花 立夫	265,428	6,142	-		可決 97.74
望月 真克	265,203	6,367	-		可決 97.66
第6号議案	263,004	8,566	-	(注)2	可決 96.85

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上